

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 令和5年2月28日
- 【発行者名】 クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイ
(Credit Suisse Fund Management S.A.)
- 【代表者の役職氏名】 署名権限者 マッテオ・スプローラ
(Matteo Sbrolla, Authorised Signatory)
署名権限者 レイモン・ベラルディ
(Ramon Belardi, Authorised Signatory)
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 2180、ジャン・モネ通り5番
(5, rue Jean Monnet, L-2180 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野康造
弁護士 廣本文晴
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野康造
弁護士 廣本文晴
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
CSインベストメント・ファンズ・12
- クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD
- クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD
- クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD
(CS Investment Funds 12
- Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Yield USD
- Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Balanced USD
- Credit Suisse (Lux) Portfolio Fund Growth USD)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
無記名式無額面受益証券
上限見込額は以下のとおりである。

クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・ワールド・USD

クラスB米ドル(acc)受益証券 1,000,000,000米ドル
(134,610,000,000円)を上限とする。

クラスBH円建て(acc)受益証券 100,000,000,000円を上限とする。

クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

クラスB米ドル(acc)受益証券 1,000,000,000米ドル
(134,610,000,000円)を上限とする。

クラスBH円建て(acc)受益証券 100,000,000,000円を上限とする。

クレディ・スイス(Lux)ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

クラスB米ドル(acc)受益証券 1,000,000,000米ドル
(134,610,000,000円)を上限とする。

クラスBH円建て(acc)受益証券 100,000,000,000円を上限とする。

(注)米ドルの円貨換算は、便宜上、2022年7月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行
の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=134.61円)による。以下同じ。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和4年9月30日に提出した有価証券届出書（令和4年12月27日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）について、令和4年12月31日付でファンドの設立地における英文目論見書が変更されたため、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線部は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（5）開示制度の概要

<訂正前>

（前略）

（注）EDINETでの開示：WEBサイト（<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）

（後略）

<訂正後>

（前略）

（注）EDINETでの開示：WEBサイト（<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）

（後略）

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

（前略）

各サブ・ファンドの投資目的は、投資された資産の値上がり益を最大化することである。この目的を達成するため、ファンドは、適正かつ合理的な程度リスクを引き受けるものとする。ただし、市場変動およびその他のリスクを踏まえ、関連するサブ・ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。投資対象の価値は下落することもあれば上昇することもあり、投資者は、その当初投資額を回収することができない場合がある。

サステナブル投資

サステナブル投資とは、投資判断において環境、社会およびガバナンスに関する情報（以下「ESG要素」という。）を考慮するプロセスをいう。サステナブル投資戦略に従うサブ・ファンドは、投資判断プロセスにおいてESG要素を統合している。その目的はいくつかに分かれ、よりサステナビリティの高いポートフォリオを構築すること、期待されるリスク調整後リターンを増加させること、または、一般的に一もしくは複数の国際連合の持続可能な開発目標を挙げて示される特定のサステナブル投資目的を追求するためである。サブ・ファンド全体としての投資戦略および投資範囲に応じて、個々のESG要素の重要性および重視するESG要素は異なる。投資判断においてESG要素を考慮する方法については、「2 投資方針、（1）投資方針」の「クレディ・スイス・アセット・マネジメント サステナブル投資方針」の項で説明されている。

サステナブル投資戦略に従うサブ・ファンドについて、クレディ・スイス・アセット・マネジメントは、MSCIのESGキーイシュー・ヒエラルキーに従い、投資ポートフォリオに関する以下のESG要素の月毎のスコアを検討し、定量化し、報告する。

1. 環境（E）：

- ・ 気候変動の要素（様々な炭素排出に関するデータポイントを含む。）
- ・ 環境市場機会の要素（再生可能エネルギーおよび技術に関する様々なデータポイントを含む。）
- ・ 自然資本の要素（清浄な水および生物多様性に関するデータポイントを含む。）
- ・ 汚染および廃棄物の要素（廃棄物管理および有毒物放出に関するデータポイントを含む。）

2. 社会（S）

- ・ 人的資本の要素（安全衛生に関するデータポイントを含む。）
- ・ 製造物責任の要素（製品安全および責任ある投資に関するデータポイントを含む。）
- ・ ステークホルダー対立スコア、社会市場機会の要素（健康管理およびコミュニケーションへのアクセスに関するデータポイントを含む。）

3. ガバナンス（G）

- ・ コーポレート・ガバナンスの要素（オーナーシップおよび支配ならびに報酬に関するデータポイントを含む。）
- ・ 企業行動の要素（企業倫理および税の透明性に関するデータポイントを含む。）

M S C I の E S G キーイシュー・ヒエラルキーおよび個々の要素の算出方法の詳細については、<https://www.msci.com/our-solutions/esg-investing/esg-ratings>を参照されたい。

ポートフォリオのレベルで報告される E S G 要素のスコアは、データの入手が可能な範囲において、投資先有価証券のスコアの総計により算出される。環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）および E S G ポートフォリオ全体の総合スコアは、各サブ・ファンドについて報告される。

E S G 全体としてのスコアおよび個々の E S G 要素のスコアは、<https://amfunds.credit-suisse.com>に掲載されているサブ・ファンドのファクト・シートで公表されている。

クレディ・スイス・アセット・マネジメント サステナブル投資方針

クレディ・スイス・アセット・マネジメント（以下「CSAM」という。）は、サステナブル投資に関連するあらゆる活動を指揮し管理する、包括的なサステナブル投資方針を設定している。管理会社および投資運用会社は、「2 投資方針」において関連するサブ・ファンドについて記載されるとおり、明確な E S G 投資戦略を採用するサブ・ファンドにサステナブル投資方針を適用する。投資プロセスにおけるサステナブル投資方針の実施は、管理会社および投資運用会社によって文書化され、監視される。クレディ・スイス・アセット・マネジメント（スイス）エイジー内の E S G 専属チームが、サステナブル投資方針を所有しており、当該方針の実施において管理会社および関連する投資運用会社を支援する。

サステナブル投資方針は、投資チームがサステナビリティに関連する機会を特定し、サステナビリティ・リスク（「3 投資リスク」において定義される。）を低下させるため、投資プロセスの様々な段階に E S G 要素を統合する方法を定めている。

サステナブル投資方針は、以下の主要なアプローチにより構成される。

1. 除外：CSAMは、以下の3つの除外カテゴリーを設定している。

- ・ 規範に基づく除外：クラスター弾に関する条約、化学兵器禁止条約、生物兵器禁止条約および核兵器の不拡散に関する条約など、非人道的兵器に関する国際条約を遵守していない企業をカテゴリーとして除外。
- ・ 事業活動に基づく除外：（1）国際規範に組織的に違反している、（2）違反が特に深刻である、または（3）経営陣に必要な改革を実施する意欲がないと判断される会社は、監視リストに指定され、全社的に投資対象範囲からの除外が決定される場合がある。除外は、最後の手段と考えられ、除外するより、投資先会社に関与することが、将来の違反防止により効果的とされている。措置を講じることができ、かつ、その意思がある会社は、

関与する期間が延長される場合があり、クレディ・スイスは会社経営陣とともに、目標および改善期限について意見を合致させる。

- ・ 価値に基づく除外：収益の大部分を問題のある事業活動から得ている会社。該当する事業活動および適用される収益基準は、個別に設定され、直接的および間接的なエクスポージャーが考慮される。除外基準は、サステナブル投資方針の変更により、長期的には変更される可能性がある。

規範に基づく除外は、すべてのサブ・ファンドに適用される。事業活動および価値に基づく除外は、ESG投資戦略を採用するアクティブ運用のサブ・ファンドにおける直接投資に関して検討される。

3つの除外カテゴリーすべてに関する適用基準は、<https://www.credit-suisse.com/esg>にてオンラインで公表されている。

これらの除外基準は、長期的に変更される可能性がある点に留意されたい。

2. ESGの統合：CSAMでは、投資ポートフォリオのリスク調整後リターンを全般的に増加させるため、財務情報とESG関連情報を組み合わせることにより、投資プロセスの様々な段階にESG要素を統合している。ESGの統合技法は、資産クラス、投資スタイル、ならびにESGデータおよびESGツールの利用可能状況により異なる。ESGの統合は、資産クラスごとに個別の方法が規定され、以下で説明される。

3. サステナビリティを目的とする投資：CSAMは、社会的な課題に対する解決策を提供し、サステナブル投資目的に合致する会社に資本を配分する投資戦略を実施する。サステナブル投資目的は、経済活動において特定のESG課題への取組みがあることをテーマとする投資、およびそのような取組みを行うセクターへの投資に重点を置く、専用の投資プロセスを通じて達成される。これは一般的に、一または複数の国際連合の持続可能な開発目標に取り組み会社または戦略への投資を意味する。サステナブル目的を追求するサブ・ファンドについては、「2 投資方針」の「(1) 投資方針」におけるサブ・ファンドの項目において、より詳細に説明されている。

4. アクティブ・オーナーシップ：CSAMは、投資先会社に関与し、全サブ・ファンドの議決権を行使することにより、投資先会社が良好なガバナンス慣行に従うことを確保する。

- ・ 関与：CSAMは、各投資先会社の取締役会、経営執行メンバーおよび/または投資家向け広報チームとの会合を通じて、投資先会社に対する投資エクスポージャーを監視する場合があります。必要に応じて考慮され得る要素としては、全てを網羅しているわけではないが、以下が含まれる。
 - 事業戦略およびその実行
 - リスク管理
 - 環境および社会的配慮
 - 取締役会の構成、独立取締役の選定、ならびに役員報酬およびその仕組みなどの企業ガバナンス問題
 - 法令遵守、文化および倫理
 - 業績及び資本構成
- ・ 議決権の行使：CSAMは、サブ・ファンドの資産に対するスチュワードシップ責任を負うにあたり、議決権の行使を重要な要素と考えている。議決権の行使を通じ、CSAMは問題点を上層部へ報告し、懸念及び意見を表明することができる。議決権の行使を十分な根拠に基づいて決定するための一助として、CSAMは複数の情報源に依拠する。広範な投資先会社に対応するため、CSAMは必要に応じて外部の議決権行使助言会社を利用する場合があります。議決権行使助言会社による議決権行使の推奨は、議決権行使の対象となる議題に関するCSAMの意思決定プロセスにおいて、複数ある情報源の一つとされ、CSAMによる内部調査を補足する。<https://www.credit-suisse.com/esg>に掲載されている「代理人による議決権行使アプロー

「チおよび方針の概要」文書において説明されるとおり、CSAMは、CSAMにとって重要な投資対象に的を絞ることにより、有効かつ効率的な議決権行使のプロセスおよび管理を確保する。

サステナブル・ファイナンス開示規則(SFDR、規則(EU)2019/2088)の目的上、CSAMサステナブル投資方針が適用されるサブ・ファンドは、以下に分類される。

・ **環境または社会的特性を推進するサブ・ファンド**

これらのサブ・ファンドは、よりサステナビリティの高いポートフォリオを構築し、期待されるリスク調整後リターンを増加させるため、CSAMサステナブル投資方針に定められる除外、ESGの統合およびアクティブ・オーナーシップを採用する。これらのサブ・ファンドは、SFDR第8条(1)における金融商品として適格である。

・ **サステナブル投資目的を採用するサブ・ファンド**

これらのサブ・ファンドは、サステナブル投資を主要な投資目的としている。これらは、CSAMサステナブル投資方針に従い、除外、ESGの統合、サステナブル目的投資による投資、およびアクティブ・オーナーシップ・アプローチを採用している。これらのサブ・ファンドは、SFDR第9条(1)、(2)または(3)における金融商品として適格である。

SFDR第2条(17)によるサステナブル投資とは、(1)エネルギー、再生可能エネルギー、原料、水および土地の利用、廃棄物の発生、ならびに温室効果ガスの排出に関する、または生物多様性および循環型経済へのそれらの影響に関する重要資源効率性指標などにより測定される、環境上の目的に貢献する経済活動への投資、または(2)社会目的に貢献する経済活動への投資、特に不平等への取組みもしくは社会的一体性、社会的統合および労働関係の育成に貢献する投資、または人的資本もしくは経済的もしくは社会的弱者の共同体への投資を意味する。ただし、かかる投資により上記の目的が著しく妨害されることがなく、投資先会社が特に、健全な経営体制、従業員関係、従業員報酬および税務上の法令遵守における良好なガバナンス慣行を追求していることを条件とする。

CSAMサステナブル投資方針の詳細については、<https://www.credit-suisse.com/esg>にてオンラインで閲覧することができる。

ESG特性を推進するサブ・ファンドで、SFDR第8条(1)に従うものは、以下の各資産クラス内において一貫した除外、ESGの統合およびアクティブ・オーナーシップのアプローチを適用する。

1. **マルチ・アセット・サブ・ファンド**

マルチ・アセット・サブ・ファンドは、よりサステナビリティの高いポートフォリオを構築し、期待されるリスク調整後リターンを増加させるため、投資判断プロセスにESG要素を統合する。ESG要素の現在の評価は、<https://amfunds.credit-suisse.com>において、これらのサブ・ファンドの投資ポートフォリオにつき毎月公表される。

マルチ・アセット・サブ・ファンドは、以下のとおり除外、ESGの統合およびアクティブ・オーナーシップを適用する。

・ **除外**

直接投資については、以下の種類の除外が適用される。

- 規範に基づく除外
- 事業活動に基づく除外
- 価値に基づく除外

これら3種類の除外については、上記のとおりである。投資信託への投資については、ファンド組成者が独自の除外を適用する。

・ **ESGの統合：**

ESGの統合は、裏付けとなる投資グループ/資産クラスに依拠している。株式および債券投資については、以下のアプローチが利用可能である。

- 重要なESG要素の枠組みの定義

投資運用会社は、混ぜ合わされた投資範囲における投資対象を比較することができる枠組みを定めている。直接投資について、かかる構想は、各業種につき関連する重要なESG要素を考慮したESG総合スコアに基づいている。重要なESG要素は、長期的に変化する可能性がある。

投資信託への投資は、デュー・ディリジェンス・プロセスにおいて検討され、「従来型 - ESG対象外」、「ESG除外型」、「ESG統合型」、「ESG重視型」および「ESGアクティブ・インパクト型」のグループに分類される。

- ESG証券分析

投資運用会社は、直接投資については特定された重要なESG要素に基づき、および/またはファンド投資についてはファンド分類に基づき、サブ・ファンドの投資範囲全体にわたってESG要素に関する調査を行う。投資運用会社は、最先端のサービス提供者によるESG評価を利用する。これには、ESG関連のニュース、ESG評価およびスコア、ESG関連の論争ならびにESGの動向が含まれる場合がある。

- 銘柄の選定およびポートフォリオの構築 / 実行

ESG統合型の銘柄選定およびポートフォリオ構築アプローチは、裏付けとなる投資グループ / 市場セグメントに依拠しており、以下のとおり混ぜ合わされた投資対象を組み合わせる。

- 株式および債券への直接投資：アクティブ型の株式および債券投資について、サブ・ファンドは、ESG指数により適格な投資範囲を制限するか、サステナビリティの高い有価証券（たとえば、環境 / 社会 / サステナブル・ボンド）を選択するか、または有価証券をそのESG要素について評価することにより、ESGの統合を確保する。パッシブ型の直接投資アプローチを追求する株式および債券投資については、当該指数におけるESG統合の特性を達成するため、当該ESG指数を複製する（完全な複製または最適化されたサンプリングを行う）。

- 投資信託への投資：株式ファンドまたは債券ファンドへの投資について、サブ・ファンドは、ESG統合型、ESG重視型およびESGアクティブ・インパクト型の投資アプローチを示す投資対象ファンドにその資産の大部分を投資することを目指す。

- その他の資産クラス及び特定な投資アプローチについて、ESG要素は利用可能の場合に加味される。

- ポートフォリオ・モニタリング

投資運用会社は、投資先証券のESG要素の重大な変化を発見するため、ポートフォリオ運用システムを用いて定期的にESG要素のモニタリングを行い、また、ポジションの増減を評価するため、定期的にポートフォリオを再評価している。

・ アクティブ・オーナーシップ

- 関与

- 議決権行使

アクティブ・オーナーシップ・アプローチについては、上記のとおりである。

環境的または社会的な特徴を促進するサブ・ファンド（SFDRに基づく第8条商品）に関して、関連する投資運用会社は、投資決定プロセスにおいて投資対象のEUタクソミー適合を考慮していない。したがって、当該サブ・ファンドの投資対象について、環境的に持続可能な経済活動についてのEU基準は考慮されない。

C SAMサステナブル投資方針を遵守しないサブ・ファンドは、ESGに特化した投資戦略に従わず、サステナビリティは当該サブ・ファンドの目的でもなければ、投資プロセスの義務的な要素でもない。特に、当該サブ・ファンドの投資対象について、環境的に持続可能な経済活動についてのEU基準は考慮されない。

サステナブル投資については、法制定が現在進められている点に留意されたい。規制上の要件は変化しており、今後変更される可能性がある。法律が変更された場合、英文目論見書もそれによって更新される。さらに、新たな方法が登場し、データの入手は日々容易になってきている。そのため、英文目論見書に記載されるESG要素の実施、監視および報告に影響が及ぶ可能性がある。投資家は、クレディ・スイスのサステナブル投資の枠組みに服するサブ・ファンドに投資する前に、「3 投資リスク」における「サステナビリティ・リスク」および「サステナブル投資リスク」と題するリスク要因を読み、検討するべきである。

レベル2の規制テクニカル基準（以下「RTS」という。）は、SFDRの適用に関する技術的指針の詳細を定めることにより、レベル1のSFDRの規定を補足するものであり、2023年1月1日付で適用される。RTSにより、特に、SFDR第8条に基づき適格な金融商品（サブ・ファンド等）は、契約前の開示および継続的な開示について、RTSの別紙に定める難形を用いることが求められる。また、RTSに基づき、かかる適用開始日より、ウェブサイトにおいて、「サステナビリティ関連開示」と題する別個のセクションを定めて、商品の詳細なウェブサイト開示を行うことが求められている。

（中略）

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

投資目的

サブ・ファンドの目的は、リスク分散の原則に従い以下に記載される資産クラスに投資することにより、各参照通貨による投資額に見合うだけのリターンを上げることである。

サブ・ファンドは、ベンチマークを参照することなくアクティブ運用される。

（注）参照通貨とは、各サブ・ファンドの名称に含まれる通貨をいい、各サブ・ファンドのパフォーマンスおよび純資産額は、当該参照通貨により計算される。以下同じ。

投資方針

サブ・ファンドは、その資産を世界的規模（新興国を含む。）で投資し、以下に記載される資産クラスに対する直接的または間接的なエクスポージャーをもたらす。間接的なエクスポージャーは、とりわけ、デリバティブ、仕組商品および投資対象ファンドの利用を通じて達成することができる。投資の主要部分は、サブ・ファンドの参照通貨で行われる。したがって、為替レートの変動に伴うリスクは、長期的に最小限に抑えられる。

サブ・ファンドは、SFDR第8条（1）における金融商品として適格である。なお、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する規則（EU）2020/852（以下「タクソノミー規則」という。）における「持続可能な投資対象」に対するサブ・ファンドの投資割合は、現在、0%である。

「2 投資方針、（1）投資方針」の「クレディ・スイス・アセット・マネジメント サステナブル投資方針」に関して、本ファンドは、投資プロセスにおいて、環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）特性を推進し、エクスクルージョン（投資対象からの除外）、ESGインテグレーションおよびアクティブ・オーナーシップ（議決権行使、投資先企業に対するエンゲージメント）を適用するマルチ・アセット・サブ・ファンドである。本ファンドについて、重要なESG要素の特定は、セクターおよび地域的エクスポージャーに基づき行われる。

資産配分

以下に記載される資産クラスに対する総エクスポージャー（直接間接を問わない。）は、以下に定められる制限（サブ・ファンドの純資産総額に占める割合）を超えてはならない。

資産クラス	範囲
現金およびその他現金等価物	0% - 50%
債券	35% - 85%
株式	15% - 40%
オルタナティブ投資	0% - 20%

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

投資目的

サブ・ファンドの目的は、リスク分散の原則に従い以下に記載される資産クラスに投資することにより、各参照通貨によるインカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび為替の実績から成る、全体的に可能な限り最高のパフォーマンスを達成することである。

サブ・ファンドは、ベンチマークを参照することなくアクティブ運用される。

投資方針

サブ・ファンドは、その資産を世界的規模（新興国を含む。）で投資し、以下に記載される資産クラスに対する直接的または間接的なエクスポージャーをもたらす。間接的なエクスポージャーは、とりわけ、デリバティブ、仕組商品および投資対象ファンドの利用を通じて達成することができる。投資の主要部分は、時に、サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で行われることがある。

サブ・ファンドは、その総資産の少なくとも25%を適格持分金融商品に投資する。

サブ・ファンドは、S F D R 第 8 条（ 1 ）における金融商品として適格である。なお、タクソノミー規則における「持続可能な投資対象」に対するサブ・ファンドの投資割合は、現在、0%である。

「2 投資方針、（ 1 ）投資方針」の「クレディ・スイス・アセット・マネジメント サステナブル投資方針」に関して、本ファンドは、投資プロセスにおいて、環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）特性を推進し、エクスクルージョン（投資対象からの除外）、ESGインテグレーションおよびアクティブ・オーナーシップ（議決権行使、投資先企業に対するエンゲージメント）を適用するマルチ・アセット・サブ・ファンドである。本ファンドについて、重要なESG要素の特定は、セクターおよび地域的エクスポージャーに基づき行われる。

資産配分

以下に記載される資産クラスに対する総エクスポージャー（直接間接を問わない。）は、以下に定められる制限（サブ・ファンドの純資産総額に占める割合）を超えてはならない。

資産クラス	範囲
現金およびその他現金等価物	0% - 60%
債券	10% - 70%
株式	30% - 65%
オルタナティブ投資	0% - 20%

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

投資目的

サブ・ファンドの目的は、リスク分散の原則に従い以下に記載される資産クラスに投資することにより、参照通貨によるインカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび為替の実績から成る、全体的に可能な限り最高のパフォーマンスを達成することである。

サブ・ファンドは、ベンチマークを参照することなくアクティブ運用される。

投資方針

サブ・ファンドは、その資産を世界的規模（新興国を含む。）で投資し、以下に記載される資産クラスに対する直接的または間接的なエクスポージャーをもたらす。間接的なエクスポージャーは、とりわけ、デリバティブ、仕組商品および投資対象ファンドの利用を通じて達成することができる。投資の主要部分は、サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で行われることがある。

サブ・ファンドは、その総資産の50%超を適格持分金融商品に投資する。

サブ・ファンドは、SFDR第8条（1）における金融商品として適格である。なお、タクソノミー規則における「持続可能な投資対象」に対するサブ・ファンドの投資割合は、現在、0%である。

「2 投資方針、（1）投資方針」の「クレディ・スイス・アセット・マネジメント サステナブル投資方針」に関して、本ファンドは、投資プロセスにおいて、環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）特性を推進し、エクスクルージョン（投資対象からの除外）、ESGインテグレーションおよびアクティブ・オーナーシップ（議決権行使、投資先企業に対するエンゲージメント）を適用するマルチ・アセット・サブ・ファンドである。本ファンドについて、重要なESG要素の特定は、セクターおよび地域的エクスポージャーに基づき行われる。

資産配分

以下に記載される資産クラスに対する総エクスポージャー（直接間接を問わない。）は、以下に定められる制限（サブ・ファンドの純資産総額に占める割合）を超えてはならない。

資産クラス	範囲
現金およびその他現金等価物	0% - 50%
債券	0% - 50%
株式	50% - 90%
オルタナティブ投資	0% - 20%

（後略）

<訂正後>

（前略）

各サブ・ファンドの投資目的は、投資された資産の値上がり益を最大化することである。この目的を達成するため、ファンドは、適正かつ合理的な程度リスクを引き受けるものとする。ただし、市場変動およびその他のリスクを踏まえ、関連するサブ・ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。投資対象の価値は下落することもあれば上昇することもあり、投資者は、その当初投資額を回収することができない場合がある。

付随的流動資産

サブ・ファンドは、その純資産総額の20%を上限として付随的流動資産を保有することができる。「2 投資方針」に記載される追加的な制限に従い、上記の20%の上限は、極めて不利な市況により当該上限に違反することが求められる場合で、かかる違反が投資主の利益を考慮して正当化されるとき（例えば、極めて深刻な状況）にのみ、必要不可欠な期間にわたって、一時的に超過することが認められる。かかる制限は、金融デリバティブ商品に対するエクスポージャーをカバーするために保有される流動資産には適用されない。2010年12月17日法第41条第1項の基準を満たす銀行預金、短期金融商品またはマネー・マーケット・ファンドは、2010年12月17日法第41条第2項（b）に基づく付随的流動資産には含まれるものとはみなされない。付随的流動資産は、要求払預金（銀行の当座預金口座に保有される現金等）に限定され、経常的支払いまたは例外的な支払いに備えるため、または2010年12月17日法第41条第1項に規定される適格資産への再投資に要する期間もしくは不利な市況により必要不可欠となる期間に限定される。

サステナブル投資

サステナブル投資とは、投資判断において特定のサステナブル投資戦略を追求するプロセスをいう。サステナブル投資アプローチに従うサブ・ファンドは、投資判断プロセスにおいて環境、社会およびガバナンスに関する情報（以下「ESG要素」という。）を統合している。その目的は、より十

分な情報を得た上で投資判断を行うため、または、一もしくは複数の国際連合の持続可能な開発目標と一致して示されることが多い特定のサステナブル投資目的を追求するためである。サブ・ファンド全体としての投資戦略および投資範囲に応じて、個々のESG要素の重要性および重視するESG要素は異なる。

サステナブル投資を取り巻く規制上の要件は変化しており、今後変更される可能性がある。法律が変更された場合、英文目論見書もそれに従って更新される。さらに、新たな方法が登場し、データの入手は日々容易になってきている。そのため、英文目論見書に記載されるESG要素の実施、監視および報告に影響が及ぶ可能性がある。投資家は、サステナブル投資アプローチを採用するサブ・ファンドに投資する前に、「3 投資リスク、(1) リスク要因」における「サステナビリティ・リスク」および「サステナブル投資リスク」と題するリスク要因を読み、検討すべきである。

サステナブル投資アプローチまたはESGに特化した投資戦略を採用しないサブ・ファンドについては、サステナビリティは投資プロセスの目的でもなければ、義務的な要素でもない。特に、当該サブ・ファンドの投資対象について、環境的に持続可能な経済活動についてのEU基準(タクソノミー規則(EU)2020/852に定義される。)は考慮されない。

これらのサブ・ファンドは、サステナブル・ファイナンス開示規則(SFDR、規則(EU)2019/2088)第7条の目的上、サステナビリティ要素に対する重大な悪影響を考慮しない。

クレディ・スイス・アセット・マネジメント サステナブル投資方針

クレディ・スイス・アセット・マネジメント(以下「CSAM」という。)は、サステナブル投資に関連する活動を指揮し管理するサステナブル投資方針を設定している。管理会社および投資運用会社は、「2 投資方針」において関連するサブ・ファンドについて記載されるとおり、サブ・ファンドにCSAMサステナブル投資方針を適用する。投資プロセスにおけるCSAMサステナブル投資方針の実施は、管理会社および投資運用会社によって文書化され、監視される。専属のCSAMサステナブル投資チームが、CSAMサステナブル投資方針を所有しており、当該方針の実施において管理会社および関連する投資運用会社を支援する。

CSAMサステナブル投資方針は、サステナビリティ・リスク(「3 投資リスク」において定義される。)を低下させるため、投資チームがサステナビリティに関連する機会を特定し、重大な悪影響を考慮するよう示すことにより、投資プロセスの様々な段階にESG要素を統合する方法を定めている。

CSAMサステナブル投資方針は、以下の主要なアプローチにより構成される。

1. ESG除外：CSAMは、以下の3つのESG除外カテゴリーを定めている。

- ・ **規範に基づく除外**：クラスター弾に関する条約、化学兵器禁止条約、生物兵器禁止条約、核兵器の不拡散に関する条約(NPT)など、非人道的兵器に関する国際条約を遵守していない会社(APM(対人地雷)、クラスター弾および(NPTの範囲外の)核兵器に関して、責任ある投資に関するスイス協会(SVVK-ASIR)が除外を推奨している会社を含む。)をカテゴリーとして除外。
- ・ **価値に基づく除外**：収益の大部分を問題のある事業活動から得ている会社。該当する事業活動および適用される収益基準は、個別に設定される。除外基準は、CSAMサステナブル投資方針の変更により、長期的には変更される可能性がある。
- ・ **事業活動に基づく除外**：(1) 国際規範に組織的に違反している、(2) 違反が特に深刻である、または(3) 経営陣に必要な改革を実施する意欲がないと判断される会社は、監視リストに指定され、全社的に投資対象範囲からの除外が決定される場合がある。除外は、最後の手段と考えられ、除外するより、投資先会社に関与することが、将来の違反防止により効果的とされている。措置を講じることができ、かつ、その意思がある会社は、

クレディ・スイスが会社経営陣とともに、目標および改善期限について意見を合致させる
エンゲージメント期間の対象となる場合がある。

C S A Mは、規範に基づく除外、価値に基づく除外および事業活動に基づく除外を直接債券投資および上場株式投資に適用する。

E S G除外の詳細については、<https://www.credit-suisse.com/esg>にてオンラインで参照することができる。

これらのE S G除外基準は、長期的に変更される可能性がある点に留意されたい。

2. サステナビリティを目的とする投資および/またはE S Gの統合：サステナビリティを目的とする投資とは、C S A Mが、環境課題および/または社会的な課題に取り組み、サステナブル投資目的に合致する投資対象に資本を配分する投資戦略を実施することを意味する。サステナブル投資目的は、経済活動において特定のE S G課題への取り組みがあることをテーマとする投資、およびそのような取り組みを行うセクターへの投資に重点を置く、特定の投資プロセスを通じて達成される。これは一般的に、一または複数の国際連合の持続可能な開発目標に取り組み会社または戦略への投資を意味する。サステナブル目的を追求するサブ・ファンドについては、英文目論見書のS F D R別紙において、より詳細に説明されている。

E S Gの統合とは、より十分な情報を得た上で投資判断を行うため、財務情報とE S G関連情報を組み合わせることにより、投資プロセスの様々な段階にE S G要素を考慮することを意味する。E S Gの統合技法は、資産クラス、投資スタイルおよびE S Gデータの利用可能状況により異なる。

3. アクティブ・オーナーシップ：C S A Mサステナブル投資方針が適用されるすべてのサブ・ファンドは、C S A Mの一元的なアクティブ・オーナーシップ・アプローチの対象となる。

- ・ エンゲージメント：C S A Mは、各投資先会社の取締役会、経営執行メンバーおよび/または投資家向け広報チームと会合を行うことを選択する場合がある。エンゲージメント活動は、C S A Mがその信託義務に従って実施する事業活動および/または重要性分析に基づいて行われる。これらの分析は、C S A Mの一元的なアクティブ・オーナーシップ・チームにより実行され、クレディ・スイス・アセット・マネジメント（スイス）エイジーが運用するすべての投資ファンドの持分（サブ・ファンドの持分を含む。）を包含する。そのため、これらの分析は、C S A Mで一元的に定められる優先順位に基づくトップダウン・アプローチに従う。これは、サブ・ファンドのレベルにおいて、エンゲージメントの回数が報告期間によって異なることがあり、エンゲージメントが全く行われず、または数回もしくは何度も行われる可能性があることを意味する。
- ・ 議決権の行使：C S A Mは、サブ・ファンドの資産に対するスチュワードシップ責任を負うにあたり、議決権の行使を重要な要素と考えている。議決権の行使を通じ、C S A Mは問題点を上層部へ報告し、懸念及び意見を表明することができる。議決権の行使を十分な根拠に基づいて決定するための一助として、C S A Mは複数の情報源に依拠する。広範な投資先会社に対応するため、C S A Mは必要に応じて外部の議決権行使助言会社を利用する場合がある。議決権行使助言会社による議決権行使の推奨は、議決権行使の対象となる議題に関するC S A Mの意思決定プロセスにおいて、複数ある情報源の一つとされ、C S A Mによる内部調査を補足する。<https://www.credit-suisse.com/esg>のアクティブ・オーナーシップの項目において説明されるとおり、C S A Mは、C S A Mにとって重要な投資対象に的を絞ることにより、有効かつ効率的な議決権行使のプロセスおよび管理を確保する。

C S A Mサステナブル投資方針の適用および各サブ・ファンドのサステナブル投資に関する詳細情報については、オンライン（www.credit-suisse.com/esg）および英文目論見書のS F D R別紙で確認することができる。

C SのS F D Rサステナブル投資手法

S F D R 第 2 条 (17) に よ る S F D R サ ス テ ナ ブ ル 投 資 と は、 環 境 目 的 ま た は 社 会 目 的 に 貢 献 す る 投 資 で あ る。 た だ し、 か か る 投 資 に よ り 他 の 環 境 目 的 ま た は 社 会 目 的 が 著 し く 妨 害 さ れ る こ と が な く、 か か る 投 資 が 良 好 な ガ バ ナ ン ス 慣 行 に 従 っ て い る こ と を 条 件 と す る。

クレディ・スイス（以下「CS」という。）は、S F D R サ ス テ ナ ブ ル 投 資 と し て の 適 格 性 を 有 す る 投 資 を 特 定 す る 定 量 的 手 法 を 定 め て い る。 ま た、 C S は、 定 性 的 な 個 別 評 価 に 基 づ き、 投 資 を S F D R サ ス テ ナ ブ ル 投 資 に 分 類 す る 場 合 が あ る。

株式および債券投資に関する定量的手法

S F D R サ ス テ ナ ブ ル 投 資 は、 以 下 の 3 つ の 条 件 す べ て を 満 た す 必 要 が あ る。

1. 環境目的または社会目的への貢献

環境目的または社会目的に貢献するという条件を満たす上で、CSは以下のいずれかの投資を考慮する。

- ・ 環境目的または社会目的に貢献する製品およびサービスから特定の基準を上回る収益が得られる投資。
- ・ 炭素排出量の削減に対するコミットメントが承認されており、その炭素排出量において排出量削減の証拠が十分に示された投資。
- ・ その手取金があらかじめ定められた環境目的または社会目的を追求する証券（例えば、グリーン・ボンド）への投資。

2. 著しい妨害の不存在

S F D R サ ス テ ナ ブ ル 投 資 は、 環 境 目 的 ま た は 社 会 目 的 を 著 し く 妨 害 し て は な ら ない (D N S H)。 か か る D N S H 条 件 を 評 価 す る た め、 C S は、 P A I 指 標 お よ び C S の E S G 除 外 に 関 す る 枠 組 み の 追 加 的 な 指 標 を 用 い る。 C S は、 投 資 が D N S H 条 件 を 満 た す か 否 か を 判 断 す る た め の 一 連 の 基 準 お よ び 水 準 を 定 め て い る。

3. 良好なガバナンス慣行

C S A M は、 良 好 な ガ バ ナ ン ス を 評 価 す る た め、 投 資 対 象 の ガ バ ナ ン ス お よ び 全 体 的 な E S G パ フ ォ ー マ ン ス を 評 価 す る。 か か る 措 置 に よ り、 資 源 (人 的 資 本 を 含 む。) を 持 続 的 に 運 用 す る 投 資 対 象 の 能 力 に 関 す る 大 局 的 な 視 野 が 得 ら れ、 強 固 な 経 営 慣 行 に 基 づ い た 運 営 上 の 一 貫 性 が 確 保 さ れ、 適 用 あ る 規 範 (税 法 を 含 む。) が 遵 守 さ れ る。

定量的手法の限界

S F D R サ ス テ ナ ブ ル 投 資 を 特 定 す る 手 法 に お い て、 信 頼 で き ない 可 能 性 が あ る E S G デ ー タ を 利 用 し、 ま た、 あ る 場 合 に は 投 資 対 象 か ら E S G デ ー タ を 入 手 で き ない こ と が あ る。 定 量 的 手 法 の 欠 点 に 対 処 す る た め、 投 資 を S F D R サ ス テ ナ ブ ル 投 資 に 分 類 す る 上 で 定 性 的 な 個 別 評 価 が 適 用 さ れ る 場 合 が あ る。 国 家 ま た は 国 際 機 関 が 発 行 す る 証 券 へ の 投 資 に つ い て は、 良 好 な ガ バ ナ ン ス 慣 行 は 評 価 さ れ ない こ と が あ る。

C S の S F D R サ ス テ ナ ブ ル 投 資 手 法 の 基 準 は、 長 期 的 に 変 化 す る 可 能 性 が あ る こ と に 留 意 さ れ た い。 よ り 詳 細 な 情 報 お よ び 具 体 的 な 基 準 は、 www.credit-suisse.com/esg に て オ ン ラ イ ン で 閲 覧 す る こ と が で き る。

(中 略)

クレディ・スイス (Lux) ポートフォリオ・ファンド・イールド・USD

投資目的

サブ・ファンドの目的は、リスク分散の原則に従い以下に記載される資産クラスに投資することにより、各参照通貨による投資額に見合うだけのリターンを上げることである。

サブ・ファンドは、ベンチマークを参照することなくアクティブ運用される。

(注)参照通貨とは、各サブ・ファンドの名称に含まれる通貨をいい、各サブ・ファンドのパフォーマンスおよび純資産額は、当該参照通貨により計算される。以下同じ。

投資方針

サブ・ファンドは、その資産を世界的規模（新興国を含む。）で投資し、以下に記載される資産クラスに対する直接的または間接的なエクスポージャーをもたらす。間接的なエクスポージャーは、とりわけ、デリバティブ、仕組商品および投資対象ファンドの利用を通じて達成することができる。投資の主要部分は、サブ・ファンドの参照通貨で行われる。したがって、為替レートの変動に伴うリスクは、長期的に最小限に抑えられる。

「2 投資方針」に定める条件に従い、サブ・ファンドは、経常的支払いもしくは例外的な支払いに充てるために、または2010年12月17日法パート に基づく適格資産への再投資に要する期間にわたって、もしくは不利な市況により必要不可欠となる期間にわたって、サブ・ファンドの純資産総額の20%を上限として付随的流動資産（すなわち、要求払預金）に投資することができる。

サブ・ファンドは、S F D R 第 8 条（ 1 ）における金融商品として適格である。

サブ・ファンドが推進する環境または社会的特性に関する情報は、英文目論見書の S F D R 別紙で確認することができる。

資産配分

以下に記載される資産クラスに対する総エクスポージャー（直接間接を問わない。）は、以下に定められる制限（サブ・ファンドの純資産総額に占める割合）を超えてはならない。

資産クラス	範囲
現金およびその他現金等価物	0 % - 50 %
債券	35 % - 85 %
株式	15 % - 40 %
オルタナティブ投資	0 % - 20 %

市場評価に応じて、「2 投資方針」で言及される現金およびその他現金等価物（上記の付随的流動資産を含む。）は、サブ・ファンドの純資産の最大50%を占める可能性がある。

「（ 5 ）投資制限」の規定に従い、オルタナティブ投資に対するエクスポージャーは、下記の一または複数の金融商品の利用を通じて間接的に達成される。オルタナティブ投資に対するエクスポージャーには、コモディティ（コモディティの個々の区分を含む。）、不動産、天然資源、ヘッジ・ファンドおよび貴金属またはこれらの資産クラスの組み合わせが含まれることがある。

オルタナティブ投資がデリバティブによりトラッキングされる場合、これは、金融指数を原商品とするデリバティブを利用して行われなければならない。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・バランス・USD

投資目的

サブ・ファンドの目的は、リスク分散の原則に従い以下に記載される資産クラスに投資することにより、各参照通貨によるインカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび為替の実績から成る、全体的に可能な限り最高のパフォーマンスを達成することである。

サブ・ファンドは、ベンチマークを参照することなくアクティブ運用される。

投資方針

サブ・ファンドは、その資産を世界的規模（新興国を含む。）で投資し、以下に記載される資産クラスに対する直接的または間接的なエクスポージャーをもたらす。間接的なエクスポージャーは、とりわけ、デリバティブ、仕組商品および投資対象ファンドの利用を通じて達成することができる。投資の主要部分は、時に、サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で行われることがある。

サブ・ファンドは、その総資産の少なくとも25%を適格持分金融商品に投資する。

「2 投資方針」に定める条件に従い、サブ・ファンドは、経常的支払いもしくは例外的な支払いに充てるために、または2010年12月17日法パート に基づく適格資産への再投資に要する期間にわ

たつて、もしくは不利な市況により必要不可欠となる期間にわたつて、サブ・ファンドの純資産総額の20%を上限として付随的流動資産（すなわち、要求払預金）に投資することができる。

サブ・ファンドは、S F D R 第 8 条（ 1 ）における金融商品として適格である。

サブ・ファンドが推進する環境または社会的特性に関する情報は、英文目論見書の S F D R 別紙で確認することができる。

資産配分

以下に記載される資産クラスに対する総エクスポージャー（直接間接を問わない。）は、以下に定められる制限（サブ・ファンドの純資産総額に占める割合）を超えてはならない。

資産クラス	範囲
現金およびその他現金等価物	0 % - 60 %
債券	10 % - 70 %
株式	30 % - 65 %
オルタナティブ投資	0 % - 20 %

市場評価に応じて、「 2 投資方針」で言及される現金およびその他現金等価物（上記の付随的流動資産を含む。）は、サブ・ファンドの純資産の最大60%を占める可能性がある。

「（ 5 ）投資制限」の規定に従い、オルタナティブ投資に対するエクスポージャーは、下記の一または複数の金融商品の利用を通じて間接的に達成される。オルタナティブ投資に対するエクスポージャーには、コモディティ（コモディティの個々の区分を含む。）、不動産、天然資源、ヘッジ・ファンドおよび貴金属またはこれらの資産クラスの組み合わせが含まれることがある。

オルタナティブ投資がデリバティブによりトラッキングされる場合、これは、金融指数を原商品とするデリバティブを利用して行われなければならない。

クレディ・スイス（Lux）ポートフォリオ・ファンド・グロース・USD

投資目的

サブ・ファンドの目的は、リスク分散の原則に従い以下に記載される資産クラスに投資することにより、参照通貨によるインカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび為替の実績から成る、全体的に可能な限り最高のパフォーマンスを達成することである。

サブ・ファンドは、ベンチマークを参照することなくアクティブ運用される。

投資方針

サブ・ファンドは、その資産を世界的規模（新興国を含む。）で投資し、以下に記載される資産クラスに対する直接的または間接的なエクスポージャーをもたらす。間接的なエクスポージャーは、とりわけ、デリバティブ、仕組商品および投資対象ファンドの利用を通じて達成することができる。投資の主要部分は、サブ・ファンドの参照通貨以外の通貨で行われることがある。

サブ・ファンドは、その総資産の50%超を適格持分金融商品に投資する。

「 2 投資方針」に定める条件に従い、サブ・ファンドは、経常的支払いもしくは例外的な支払いに充てるために、または2010年12月17日法パート に基づく適格資産への再投資に要する期間にわたつて、もしくは不利な市況により必要不可欠となる期間にわたつて、サブ・ファンドの純資産総額の20%を上限として付随的流動資産（すなわち、要求払預金）に投資することができる。

サブ・ファンドは、S F D R 第 8 条（ 1 ）における金融商品として適格である。

サブ・ファンドが推進する環境または社会的特性に関する情報は、英文目論見書の S F D R 別紙で確認することができる。

資産配分

以下に記載される資産クラスに対する総エクスポージャー（直接間接を問わない。）は、以下に定められる制限（サブ・ファンドの純資産総額に占める割合）を超えてはならない。

資産クラス	範囲
現金およびその他現金等価物	0% - 50%
債券	0% - 50%
株式	50% - 90%
オルタナティブ投資	0% - 20%

市場評価に応じて、「2 投資方針」で言及される現金およびその他現金等価物（上記の付随的流動資産を含む。）は、サブ・ファンドの純資産の最大50%を占める可能性がある。

「（5）投資制限」の規定に従い、オルタナティブ投資に対するエクスポージャーは、下記の一または複数の金融商品の利用を通じて間接的に達成される。オルタナティブ投資に対するエクスポージャーには、コモディティ（コモディティの個々の区分を含む。）、不動産、天然資源、ヘッジ・ファンドおよび貴金属またはこれらの資産クラスの組み合わせが含まれることがある。

オルタナティブ投資がデリバティブによりトラッキングされる場合、これは、金融指数を原商品とするデリバティブを利用して行われなければならない。

（後略）

3 投資リスク

（1）リスク要因

<訂正前>

（前略）

当該データ格差はまた、サステナビリティに関する慣行ならびに／または関連するサステナビリティに関するリスクおよび機会の不正確な評価をもたらす可能性がある。

（中略）

投資対象ファンドへの投資

投資者は、投資対象ファンドへの投資により、サブ・ファンドレベルと投資対象ファンドレベルの双方で同じコストが生じうることに留意すべきである。

（後略）

<訂正後>

（前略）

当該データ格差はまた、サステナビリティに関する慣行ならびに／または関連するサステナビリティに関するリスクおよび機会の不正確な評価をもたらす可能性がある。さらに、一定のアプローチは、トップ・ダウン・アプローチ（CSAMの一元的なアクティブ・オーナーシップ・アプローチなど）に従って一元的な方法で適用される。この場合、サブ・ファンドのレベルにおける当該アプローチの実際の成果は保証されない。例えば、該当するサブ・ファンドのポートフォリオがCSAMの全体的な投資ポートフォリオの一部であるにもかかわらず、当該サブ・ファンドで保有される投資先企業へのエンゲージメントが特定の参照期間にわたって実際に行われるという保証はない。

（中略）

投資対象ファンドへの投資

投資者は、投資対象ファンドへの投資により、サブ・ファンドレベルと投資対象ファンドレベルの双方でコストが生じうることに留意すべきである。

（後略）

第2 管理及び運営

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

<訂正前>

純資産価額

英文目論見書に別段の定めがある場合を除き、各サブ・ファンドの受益証券の純資産価額は、それぞれのサブ・ファンドの参照通貨建てで計算され、ルクセンブルグにおける管理会社が評価日に決定するものとする。

(後略)

<訂正後>

純資産価額

英文目論見書に別段の定めがある場合を除き、各サブ・ファンドの受益証券の純資産価額は、それぞれのサブ・ファンドの参照通貨建てで計算され、ルクセンブルグにおける管理会社により、ルクセンブルクにおいて銀行が終日営業を行う各銀行営業日（以下、当該各日を「評価日」という。）に決定されるものとする。

(後略)

第三部 特別情報

第3 投資信託制度の概要

<訂正前>

(前略)

- 4 長期的な株主関与の奨励に関する指令2007 / 36 / ECを改正する2017年5月17日付欧州議会および欧州理事会指令（EU）2017 / 828

(後略)

<訂正後>

(前略)

- 4 長期的な株主エンゲージメントの奨励に関する指令2007 / 36 / ECを改正する2017年5月17日付欧州議会および欧州理事会指令（EU）2017 / 828

(後略)

第4 その他

<訂正前>

(前略)

「EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。」

(後略)

<訂正後>

（前略）

「E D I N E T（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はW E B サイト（<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。」

（後略）